

MonoLab（総情工房）利用細則

総合情報学部 施設管理委員会

MonoLab（総情工房）に設置された機器の利用に関する内規（以下、内規という）に定められた利用方法等の細則を定める。

1. 総情工房の利用時の服装および履物

各種工作機械等を操作・利用する際は、ゴーグル、手袋（回転を伴う工作機械を使用する場合を除く）を着用の上、利用すること。

長袖着用が望ましい。

履物は、運動靴に類するものを着用し、踵の高さはローファー程度までとする。ハイヒール、サンダル、裸足は禁止とする。

長髪は、ゴム紐等で、できるだけ（できたらお団子状に）束ねる。

2. 総情工房の利用方法

総情工房では、MonoLab スタッフ等（運営責任者、安全管理者を含む。以下、スタッフ等）の同席のもと、スタッフ等の補助付きで、もしくは補助なしで、利用者が作業をすることを基本とし、スタッフへの作業依頼は行えないものとする。

入室時に、入室理由、使用希望機器（の代表的なもの）を記入（もしくは入力）する。総情工房のスタッフに利用内容や工程等を伝え、利用相談中に追加することになった機器等については、退室時までにはできるだけ追記する。

別表 1 に示すもののうち、大型工作機械、レーザー機器については、重篤な怪我を負ったり、材料や機械からの火災が発生する可能性もあるため、運営責任者・委託事業者によって指定された使用方法を守る。

その他、デジタルファブリケーション機器や電動工具等については、運営責任者・安全管理者から使用方法について、講習を受けたのちに使用する。

3. 認定操作者としての認定

別表 1 に示す操作回数をおよその目安とし、その操作回数を経験してきた利用者を、運営責任者が認定操作者として認定する。その回数は、運営責任者・委託事業者から「安全に利用できている」と判断できるおよその目安とし、利用者によって

は回数追加を指示する。機器の一覧・認定までの回数については、運営責任者・委託事業者により、適宜、見直しを行う。

認定時に、「内規を遵守すること」「運営責任者等の指示に従うこと」「一般利用者の操作認定を行わないこと」などに従う誓約書の提出を求める。

4. 操作認定の取り消し

運営責任者や安全管理者の指示に従わない、運営責任者や安全管理者をリスペクトしない、などの言動があった場合、安全な機器操作に支障を来たすこと・他の利用者への悪影響が想定されるので、ただちに認定操作者としての認定を取り消し、一定期間、総情工房の利用を禁止する。禁止期間は別途手続きを経て申し渡すものとする。

5. 利用細則の見直し

運営状況や利用状況について、運営責任者、安全管理者、スタッフ等の意見を聴取し、本利用細則を適宜見直すものとする。

誓約書

以下の事項を遵守し、MonoLab（総情工房）の健全な運営に努めることを誓約します。

内規や細則および下記事項に沿わない言動があった場合、操作認定を取り消されたとしても、異議申立を行いません。

認定希望種別：_____（※一括して「全部」の認定はしない）

- 「MonoLab（総情工房）に設置された機器の利用に関する内規」を遵守すること。
- 認定後も、来室時の利用内容や工程の相談などを行うものとし、運営責任者・安全管理者の指示に従うこと。
- 一般利用者の手本となる言動に努めること。
- 認定操作者が一般利用者の操作認定を行わないこと。

署名日付： 20_____年_____月_____日

操作認定を受ける者：_____（自署）

MonoLab（総情工房）使用欄	
認定日付：	受 領 印

別表1 操作認定をする機器の種別・概ねの利用回数は以下のとおりとする。機器の更新・利用状況により、適宜見直しを行う。

○大型工作機械

バンドソー（木工用） 5回

充電式丸のこ 5回

卓上スライド丸のこ 5回

ボール版（木工用） 5回

充電式オービットサンダー 5回

ベンダー 5回

ハンドプレス 5回

卓上バンドソー 5回

○レーザー機器

UVプリンタ 5回

レーザー加工機（Speedy 100） 5回

レーザー加工機（HAJIME） 5回

○デジタルファブリケーション機器

カッティングマシン 5回

3Dプリンタ Ultimaker 3 5回

3Dプリンタ Ultimaker 2 5回

3Dプリンタ UP Plus2 5回

3Dプリンタ X-One2 5回

真空成型器 5回

ミーリングマシン 5回

○電動工具

運営責任者・安全管理者から講習を受けること。

○各種工具・備品等

運営責任者・安全管理者から講習を受けること。